

長期優良住宅の工事完了報告書の提出について

古河市では、長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の工事完了後、「古河市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則」第7条第1項の規定により、工事完了報告書の提出を求めています。

つきましては、下記の書類を、工事終了後速やかに提出してください。なお、建築基準法第7条第5項または同法第7条の2第5項の規定による検査済証についても、参考資料としての添付をお願いいたします。

記

- ・ 様式第5号「工事完了報告書」 古河市の定めたもの（裏面に様式）
　　<注意> 認定計画実施者の住所、連絡先には、ご新居となる新住所（住居表示）
　　と電話番号（固定電話が未確定の場合は携帯番号）を記入いただきます
　　ようお願いします。
- ・ 建築士による工事監理報告書
　　または
　　登録住宅性能評価機関による建設住宅性能評価書 } の写し ※
- ・ ※ これにより難しい場合は、建設工事受注者による発注者への工事完了報告書等
- ・ 検査済証の写し（お願い）

以上

《参考》

古河市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（抜粋）
（報告）第7条

法第11条に規定する認定計画実施者が法第12条の規定により認定長期優良住宅の建築工事が完了した旨の報告を求められた場合における市長への報告は、工事完了報告書（様式第5号）によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、法第12条の規定により認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況についての報告を求められた場合における市長への報告は、建築又は維持保全に関する状況報告書（様式第6号）に、説明するための図書を添えて行うものとする。



※古河市建築指導課のホームページに、より詳しいご案内を掲載しておりますので、ご一読ください。（左記QRコードからご覧頂けます。）

【お問合せ先】

〒306-0198 茨城県古河市仁連2248
古河市 都市建設部 建築指導課 建築審査係
TEL 0280-76-1511 内線 2154
FAX 0280-76-1594

工事完了報告書

年 月 日

古河市長 あて

認定計画実務者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実務者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので、古河市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条第1項の規定に基づき報告します。

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

4 建築工事が完了したことを確認した建築士等

（ 級）建築士（ ）登録第 号

住所

氏名

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号

名称

所在地

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄
年 月 日
第 号
係員印

（注意）

- 1 認定計画実務者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定計画実務者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 建築工事が完了したことを確認した者が建築士以外の場合には、建築士の住所・氏名の欄にその者の住所・氏名（建築士事務所の名称・所在地の欄にその者が所属する法人の名称・所在地）を記入してください。